

川崎市教職員健康管理検討委員会・メンタルヘルス専門部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市教職員健康管理検討委員会設置要綱第6条の規定に基づき、教職員のメンタルヘルス対策の計画について専門的・具体的な調査検討を行うため、川崎市教職員健康管理検討委員会・メンタルヘルス専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、審議する。

- (1) 教職員のメンタルヘルス対策の専門的事項に関すること。
- (2) 川崎市の教職員の実状に即した具体的なメンタルヘルス対策の進め方に関すること。
- (3) その他、教職員のメンタルヘルス対策に関すること。

(組 織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(部会長)

第4条 専門部会に部会長を置き、給与厚生課長をもって充てる。

2 部会長は、部会の議長となり、会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 専門部会は、部会長が必要に応じこれを召集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 専門部会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 専門部会の庶務は、給与厚生課において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか専門部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は平成26年 8月12日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年 10月 1日から施行する。

別表 専門部会委員

教育委員会産業医（教職員職場）
総務企画局人事部職員厚生課担当課長〔健康管理〕
教職員組合代表
健康教育課指導主事
教職員人事課長
教職員人事課担当課長〔教職員人事・服務監察〕
給与厚生課長